



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *49 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課) 2
- *50 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (自然環境課) 3
- *51 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (こども未来課) 4

○ 公安委員会規則

- *8 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係和歌山県公安委員会規則の整理に関する規則 5

○ 告示

- 432 衛星インターネット設備導入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (防災企画課) 8
- *433 不当景品類及び不当表示防止法第25条第1項に規定する証明書の様式 (県民生活課) 11
- *434 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する証明書の様式 (") 13
- *435 特定商取引に関する法律第66条第7項に規定する証明書の様式 (") 15
- 436 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 18
- 437 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 18
- 438 " (") 18
- 439 " (") 18
- 440 " (") 19
- 441 " (") 19
- 442 一般競争入札による落札者の決定 (研究推進課) 19
- 443 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) 20
- 444 一般競争入札による落札者の決定 (技術調査課) 20
- 445 " (") 21
- 446 指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 (建築住宅課) 22
- *447 和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示 (会計課) 22
- 448 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会) 23

○ 人事委員会告示

- *10 人事記録に関する規則の実施規程の一部を改正する告示 23

○ 公安委員会告示

- 31 警備員指導教育責任者講習の実施 26

○ 選挙管理委員会告示

- 56 政治団体の設立の届出 29
- 57 政治団体の届出事項の異動の届出 30

58 資金管理団体の届出事項の異動の届出 31

59 政治団体の解散の届出 32

60 資金管理団体の届出 32

61 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正 32

○ 内水面漁場管理委員会指示

1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 33

2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 34

規 則

和歌山県規則第49号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁 志

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、</u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合 <u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、</u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規

書
略
役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
記
1・2 略
3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
4～6 略
(別紙7)～(別紙10) 略

書
略
役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
記
1・2 略
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
4～6 略
(別紙7)～(別紙10) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第51号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

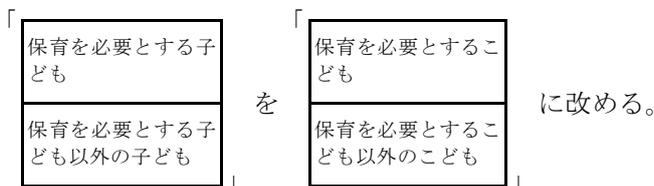
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

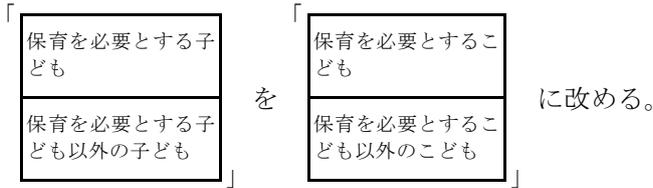
改正後	改正前
<p>(保育者の資質の向上) 第13条 条例別表第1第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) <u>子どもの教育及び保育に</u>従事する者は、自ら<u>資質の向上</u>に努めること。 (2)～(5) 略</p> <p>(子育て支援) 第14条 条例別表第1第6項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>子どもの教育及び保育に</u>従事する者の<u>子育て支援</u>に必要な能力をかん養し、その専門性と<u>資質の向上</u>を図ること。 (4) 略</p>	<p>(保育者の資質の向上) 第13条 条例別表第1第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) <u>子どもの教育及び保育に</u>従事する者は、自ら<u>資質の向上</u>に努めること。 (2)～(5) 略</p> <p>(子育て支援) 第14条 条例別表第1第6項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>子どもの教育及び保育に</u>従事する者の<u>子育て支援</u>に必要な能力をかん養し、その専門性と<u>資質の向上</u>を図ること。 (4) 略</p>

別記第1号様式中



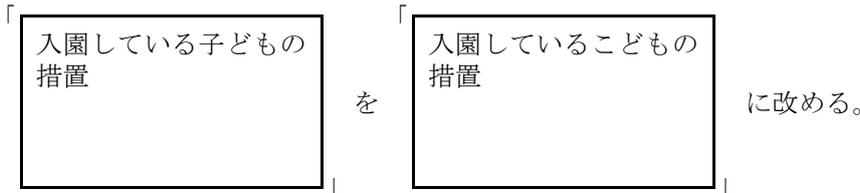
別記第2号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中

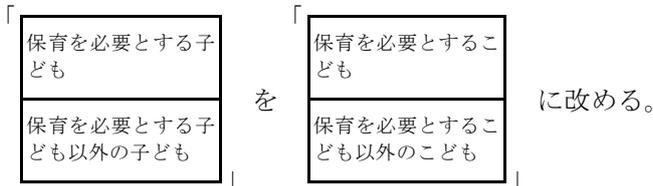


別記第6号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

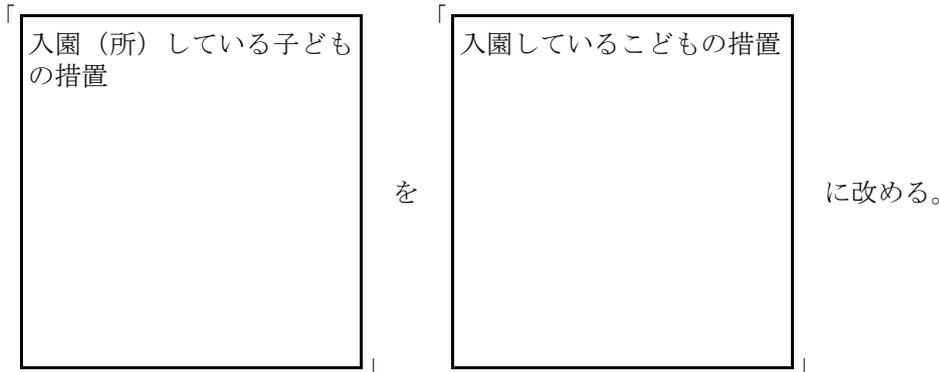
別記第7号様式及び別記第8号様式中



別記第12号様式中



別記第13号様式中



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第13条、第14条、別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係和歌山県公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係和歌山県公安委員会規則の整理に関する規則
(停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

第1条 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) 略 3・4 略</p>	<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) 略 3・4 略</p>

(違反者講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動(以下「社会参加活動」という。)の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) 略 3・4 略</p>	<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動(以下「社会参加活動」という。)の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 (4)・(5) 略 3・4 略</p>

(法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部改正)

第3条 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則(平成17年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

誓約書

当法人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 略
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者のある法人

イ 略

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ～ヘ 略

略

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

略

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第 7 号 (第 7 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注意事項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

略

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

誓約書

当法人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 略
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者のある法人

イ 略

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ～ヘ 略

略

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

略

- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第 7 号 (第 7 条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注意事項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

略

- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

<p>略</p> <p>別記様式第11号(第9条関係) (表)</p> <p>略</p> <p>備考 略 (裏)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>略</p> <p>○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>別記様式第11号(第9条関係) (表)</p> <p>略</p> <p>備考 略 (裏)</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>略</p> <p>○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>略</p>
---	--

(高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部改正)

第4条 高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者講習指導員の要件)</p> <p>第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(高齢者講習指導員の要件)</p> <p>第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4)・(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第432号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、衛星インターネット設備導入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の

申請方法等を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

衛星インターネット設備導入業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 自治法令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 自治法令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。

(6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(7) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）から（6）までに掲げる要件を全て満たしていること。

(8) Space Exploration Technologies Corporation（スペースエクスプロレーションテクノロジーズ）が認めるStarlink正規販売代理店であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからクまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって（1）のイからキまでの申請書類に代えることができる。

(4) (1) のアからウまで、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和7年5月30日（金）から同年6月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年5月30日（金）午前9時から同年6月3日（火）午後5時までの間に和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年5月30日（金）から同年6月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7

年6月13日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0902001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年6月16日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して、10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第433号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第25条第1項に規定する証明書の様式を次のように定め、令和7年6月1日から施行する。

平成28年和歌山県告示第315号（不当景品類及び不当表示防止法第29条第2項に規定する証明書の様式）は、令和7年5月31日限り廃止する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

(表)

9 センチメートル		第 号
9 セ ン チ メ ー ト ル	3 セ ン チ メ ー ト ル	<p style="text-align: center;">立 入 検 査 員 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 </div>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 真 </div>		
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第 25 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第25条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権限の委任等)

第38条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第47条 第25条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第23条 法第38条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条第1項及び第2項並びに第25条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあっては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。
(以下略)

和歌山県告示第434号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第5条第3項に規定する証明書の様式を次のように定め、令和7年6月1日から施行する。

平成24年和歌山県告示第1028号（生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する証明書の様式）は、令和7年5月31日限り廃止する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 2em;">写真</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">立入検査員証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">6センチメートル</p>
<p style="text-align: center;">上記の者は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)第5条第1項及び第2項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p>	

(裏)

生活関連物資等の買占め及び売惜しみ
に対する緊急措置に関する法律抜粋

(立入検査等)

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

(罰則)

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

和歌山県告示第435号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項に規定する証明書の様式を次のように定め、令和7年6月1日から施行する。

令和4年和歌山県告示第781号（特定商取引に関する法律第66条第7項に規定する証明書の様式）は、令和7年5月31日限り廃止する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

(表)

立 入 検 査 員 証 明 書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日
3 センチメートル		9 センチメートル
<p>上記の者は、特定商取引に関する法律第 66 条の規定により、立入調査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		
9 センチメートル		

(裏)

特定商取引に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第1項から第4項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項から第4項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項から第3項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第3項まで（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第73条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(2) 第66条第3項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

特定商取引に関する法律施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第42条 法第7条から第8条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで及び第58条の12から第58条の13の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第66条第1項から第4項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（以下略）

和歌山県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021000728	ダリア	橋本市市脇五丁目5-17	共同生活援助	株式会社Rily	奈良県大和高田市内本町6番18号	令和7.5.1

和歌山県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
阪神調剤薬局和歌山医大店	和歌山市紀三井寺811-77	石井佑季	令和7.3.1
阪神調剤薬局和歌山日赤店	和歌山市小松原通四丁目21番	坂本加奈	令和7.3.1
阪神調剤薬局紀の川店	和歌山市西田井391	高井千瀬都	令和7.3.1
阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市藪96-1	谷口昌美	令和7.3.1

和歌山県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エコ薬局岩出店	岩出市清水401-9	高橋鉄也	令和7.4.1

和歌山県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社Lien	東牟婁郡串本町串本10-13	訪問看護ステーションりあん	令和 7.4.1

和歌山県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社RAW LIFE	田辺市下屋敷町82-1	訪問看護ステーションあおり	令和 7.5.1

和歌山県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社kanori	大阪府大阪市北区大淀中2-6-17-1302	訪問看護ステーションかのの	令和 7.5.1

和歌山県告示第442号

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

1 落札に係る調達の名称及び数量

令和7年度漁業調査船「きのくに」船舶定期検査に伴う入渠修繕業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県農林水産部農林水産政策局研究推進課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札を決定した日
令和7年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
勝浦船渠株式会社
東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦1156番地の1
- 5 落札金額
29,399,700円（うち消費税及び地方消費税の額2,672,700円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月4日

和歌山県告示第443号

令和7年農林水産省告示第563号（以下「告示第563号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福本 仁志

- 1 所在が不明である通知の相手方
西本達哉
森下績
南じつゑ
平垣太兵衛
土井重治
森本幸助
久保りん
中岡豪千
浦西幸七
久保千代治
南文之助
前迫春松
森下亀楠
福岡好廣
中山兵右衛門
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第563号のとおり

和歌山県告示第444号

令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公

示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立システムズ・三菱HCキャピタルコンソーシアム
（代表者）株式会社日立システムズ関西支社
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
（構成員）三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 5 落札金額
月額9,293,900円（うち消費税及び地方消費税の額844,900円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月4日

和歌山県告示第445号

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝グループコンソーシアム
（代表者）東芝デジタルソリューションズ株式会社関西支社
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号
（構成員）みずほ東芝リース株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- 5 落札金額
金334,950,000円 (うち消費税及び地方消費税の額30,450,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月4日

和歌山県告示第446号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福本 仁志

- 1 委任を受けた者の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 変更前の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
 - (2) 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- 3 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - (1) 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
 - (2) 大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号
- 4 変更年月日
令和7年4月30日

和歌山県告示第447号

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福本 仁志

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱 (平成8年和歌山県告示第439号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員会の構成等) 第2条 略 2～4 略 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略	(委員会の構成等) 第2条 略 2～4 略 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

和歌山県告示第448号

和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福本 仁志

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 落札者を決定した日
令和7年5月14日
- 落札者の氏名及び住所
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社関西支店
大阪府大阪市福島区福島七丁目20番1号
- 落札金額
月額1,322,915円（うち消費税及び地方消費税の額120,265円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月4日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

人事記録に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

人事記録に関する規則の実施規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 人事記録に関する規則（昭和31年和歌山県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）第3条第14号に規定する人事委員会の指定する恩給に関する記録は、恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第2条第2項第1号に規定する現認証明書又は事実証明書及び恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号） <u>第16条</u> に規定する勤務日誌とする。	第1条 人事記録に関する規則（昭和31年和歌山県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）第3条第14号に規定する人事委員会の指定する恩給に関する記録は、恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第2条第2項第1号に規定する現認証明書または事実証明書および恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号） <u>第15条</u> に規定する勤務日誌とする。
第4条 規則第7条第1項及び第2項の規定によ	第4条 規則第7条第1項および第2項の規定に

り、人事記録の移管をする場合は、旧任命権者は、任命権者を異にして異動又は離職後再び採用された職員に係るカードの写しを作成し、保管しておくものとする。

別紙第 1

勤務記録カード記入要領

勤務記録カードの記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- 1～3 略
- 4 「氏名」の欄には、氏名を記入し、点線の上に振り仮名を付ける。
- 5 「旧氏名」の欄には、旧氏名及び改姓年月日を記入する。
- 6・7 略
- 8 「学歴」の欄には、学歴を年代順に記入する。この場合、学校名、学部科名、修学期間、卒業、修業、中途退学又は在学中の別、学年、専攻科目及び当該学歴について適用される学歴免許等の資格区分をそれぞれの欄に記入するとともに、「卒、修業、中退、在学中」の欄の学年数を集計し、集計欄に記入する。
- 9 「資格」の欄には、免許、検定その他の資格で必要と認めるものについて、その取得年月日及びその名称をそれぞれの欄に記入する。
- 10 「研修」の欄には、職員の受けた研修で必要と認めるものについて、その名称、実施機関の名称、研修を受けた期間及び時間数をそれぞれの欄に記入する。
- 11 「扶養家族」の欄には、扶養手当の支給の対象となる家族について記入する。
- 12 「地域」の欄には、地域手当の支給地域の級を記入する。
- 13 「特地」の欄には、特地勤務手当の支給地域の級を記入する。
- 14 「前歴」の欄には、本県の職員に採用される以前の職歴（自営及び在家庭を含む。）を年代順に記入する。この場合、それぞれの欄に、勤務先の名称（自営及び在家庭については、その旨及び参考事項を付記し、以下の各事項についても、それぞれ準じて記入するものとする。）、勤務先において占めていた職の名称又は従事していた職務内容、勤務し、又は従事した期間、実際の勤務し、又は従事した年数並びに経験年数換算表による期間の区分、換算率及び換算年数を記入し、最右欄にその集計を行うとともに、決定した初任給の号給又は額を記入する。
- 15 略
- 16 「勤務記録」の欄には、次に掲げる事項を年代順に記入する。この場合、当該事項に係る年月日、任命権者その他の発令者を長とする機関の名称その他説明事項をそれぞれの欄に記入するとともに、第 1 号に掲げる事項については、当該人事異動について、異動種目、職級名、給料、所属部課及び職名をそれぞれ該当する欄に記入し、任用の期間又は不利益処分の根拠法規及び処分内容等については、「職級名」、「給料」及び「所属部課・職名」欄に適宜記入し、かつ、必要があれば次の右欄を使用するものとし、第 2 号から第 9 号までに掲げる事項については、当該事項を「異動種目」、「職級名」、「給料」及び「

より、人事記録の移管をする場合は、旧任命権者は、任命権者を異にして異動または離職後再び採用された職員にかかるカードの写を作成し、保管しておくものとする。

別紙第 1

勤務記録カード記入要領

勤務記録カードの記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- 1～3 略
- 4 「氏名」の欄には、氏名を記入し、点線の上にふりがなを付ける。
- 5 「旧氏名」の欄には、旧氏名および改姓年月日を記入する。
- 6・7 略
- 8 「学歴」の欄には、学歴を年代順に記入する。この場合、学校名、学部科名、修学期間、卒業、修業、中途退学または在学中の別および学年、専攻科目、当該学歴について適用される学歴免許等の資格区分をそれぞれの欄に記入するとともに、「卒、修業、中退、在学中」の欄の学年数を集計し、集計欄に記入する。
- 9 「資格」の欄には、免許、検定その他の資格で必要と認めるものについて、その取得年月日およびその名称をそれぞれの欄に記入する。
- 10 「研修」の欄には、職員の受けた研修で必要と認めるものについて、その名称、実施機関の名称、研修を受けた期間および時間数をそれぞれの欄に記入する。
- 11 「扶養家族」の欄には、扶養手当の支給の対象となる家族について記入する。この場合、600円を支給されるものをAに、400円を支給されるものをBに記入する。
- 12 「勤務地」の欄には、勤務地手当の支給地域の級を記入する。
- 13 「隔遠地」の欄には、隔遠地手当の支給地域の級を記入する。
- 14 「前歴」の欄には、本県の職員に採用される以前の職歴（兵歴、自営および在家庭を含む。）を年代順に記入する。この場合、それぞれの欄に、勤務先の名称（兵歴、自営および在家庭については、その旨および参考事項を付記し、以下の各事項についても、それぞれ準じて記入するものとする。）、勤務先において占めていた職の名称または従事していた職務内容、勤務または従事した期間、実際の勤務または従事した年数ならびに経験年数換算表による期間の区分、換算率および換算年数を記入し、最右欄にその集計を行うとともに、決定した初任給の号給または額を記入する。
- 15 略
- 16 「勤務記録」の欄には、次に掲げる事項を年代順に記入する。この場合、当該事項にかかる年月日および任命権者その他の発令者を長とする機関の名称その他説明事項をそれぞれの欄に記入するとともに、第 1 号に掲げる事項については、当該人事異動について、異動種目、職級名、給料および所属部課、職名をそれぞれ該当する欄に記入し、任用の期間または不利益処分の根拠法規および処分内容等については、「職級名」、「給料」および「所属部課・職名」欄に適宜記入し、かつ、必要があれば次の右欄を使用するものとし、第 2 号から第 9 号までに掲げる事項については、当該事項を「異動種目」、「職級名」、

所属部課・職名」の欄に、その区分にかかわりなしに記入するものとする。

- 1 人事異動事項(職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)その他の規定に係る人事異動通知書の「異動内容」欄に記入すべき事項をいう。)
- 2 略
- 3 恩給を受けた事実及びその恩給が一時恩給の場合にはその金額
- 4 一時恩給を返還した事実及びその金額
- 5 恩給法一部改正法附則第7条の適用又は準用を受ける者が当該外国勤務(外国出張を含む。)をした場合の勤務地、出発及び着任の年月日並びに離任及び帰着の年月日
- 6・7 略
- 8 拘禁刑以上の刑を受けた事実に関する事項で必要と認めるもの
- 9 略

別紙第2

人事異動種目表

異動種目	意義
1 採用	昇任、降任及び転任以外の方法によって、現に職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。)でない者を職員の職(以下「職」という。)に任命することをいう。
2 昇任	現に任用されている職員を法令その他の規定により公式の名称(警察官の階級、職務の等級、組織上の地位等をいう。以下同じ。)が与えられている上位の職に任命することをいう。
3 略	
4 転任	現に任用されている職員を任命権者を異にして昇任及び降任以外の方法により他の職に任命することをいう。
5 配置換	現に任用されている職員を同一任命権者のもとで昇任及び降任以外の方法により勤務場所を異にする職に任命することをいう。
6 転職	現に任用されている職員を同一任命権者のもとで昇任及び降任以外の方法により職名を異にする職に任命すること(当該職員について給料表の適用を異にする場合を含む。)をいう。
7 出向	職員を他の任命権者が任用することについて同意を与えることをいう。(ただし、併任に係る場合は、異動種目は、出向(併任)とする。)
8~15 略	
16 職名変更	法令その他の規定により、組織の変更を伴わないで職員に付与されている公の名称の変更されることをいう。ただし、昇任、降任及び転任(配置換及び転職を含む。)による場合を除く。
17 組織変更	法令その他の規定により、機関又はその組織の名称が変更したため、職

「給料」および「所属部課・職名」の欄に、その区分にかかわりなしに記入するものとする。

- 1 人事異動事項(職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)その他の規定にかかる人事異動通知書の「異動内容」欄に記入すべき事項をいう。)
- 2 略
- 3 恩給を受けた事実およびその恩給が一時恩給の場合にはその金額
- 4 一時恩給を返還した事実およびその金額
- 5 恩給法一部改正法附則第7条の適用または準用を受ける者が当該外国勤務(外国出張を含む。)をした場合の勤務地、出発および着任の年月日ならびに離任および帰着の年月日
- 6・7 略
- 8 禁こ以上の刑を受けた事実に関する事項で必要と認めるもの
- 9 略

別紙第2

人事異動種目表

異動種目	意義
1 採用	昇任、降任および転任以外の方法によって、現に職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。)でない者を職員の職(以下「職」という。)に任命することをいう。
2 昇任	現に任用されている職員を法令その他の規定により公式の名称(吏員、雇員およびよ人等の区分、警察官の階級、職務の等級、組織上の地位等をいう。以下同じ。)が与えられている上位の職に任命することをいう。
3 略	
4 転任	現に任用されている職員を任命権者を異にして昇任および降任以外の方法により他の職に任命することをいう。
5 配置換	現に任用されている職員を同一任命権者のもとで昇任および降任以外の方法により勤務場所を異にする職に任命することをいう。
6 転職	現に任用されている職員を同一任命権者のもとで昇任および降任以外の方法により職名を異にする職に任命すること(当該職員について給料表の適用を異にする場合を含む。)をいう。
7 出向	職員を他の任命権者が任用することについて同意を与えることをいう。(ただし、併任にかかる場合は、異動種目は、出向(併任)とする。)
8~15 略	
16 職名変更	法令その他の規定により、組織の変更を伴わないで職員に付与されている公の名称の変更されることをいう。ただし、昇任、降任および転任(配置換および転職を含む。)による場合を除く。
17 組織変更	法令その他の規定により、機関またはその組織の名称が変更したため、職

- 員に付与されている公の名称の変更されることをいう。
- 18 職名付加 職員に公の名称を付加すること及び法令その他の規定により当然に公の名称の付加されることをいう。ただし、併任（兼職を含む。以下同じ。）による場合を除く。
- 19 職名解除 職員に付加されていた公の名称をなくすこと及び法令その他の規定により当然になくなることをいう。ただし、併任の解除又は終了による場合を除く。
- 20・21 略
- 22 復職 休職中の職員を職務に復帰させること及び休職期間の満了により当然に職務に復帰することをいう。
- 23・24 略
- 25 退職 職員の任用等に関する規則第33条の規定により、職員が当然に離職することをいう。
- 26 略
- 27～29 略
- 30 懲戒免職 法第29条第1項の規定により、懲戒処分として職員をその意に反して退職させることをいう。

- 職員に付与されている公の名称の変更されることをいう。
- 18 職名付加 職員に公の名称を付加することおよび法令その他の規定により当然に公の名称の付加されることをいう。ただし、併任（兼職を含む。以下同じ。）による場合を除く。
- 19 職名解除 職員に付加されていた公の名称をなくすことおよび法令その他の規定により当然になくなることをいう。ただし、併任の解除または終了による場合を除く。
- 20・21 略
- 22 復職 休職中の職員を職務に復帰させることおよび休職期間の満了により当然に職務に復帰することをいう。
- 23・24 略
- 25 退職 職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第37条の規定により、職員が当然に離職することをいう。
- 26 略
- 27 懲戒免職 法第29条第1項の規定により、懲戒処分として職員をその意に反して退職させることをいう。
- 28～30 略
- 31 臨時待命 警察職員の臨時待命に関する条例（昭和29年和歌山県条例第24号）第2条の規定により、職員にその意に反して臨時待命を命じ、または職員の申出に基いて臨時待命を承認することをいう。

別紙第 3

人事記録保管要領

- 1 人事記録（勤務記録カードを除く。以下同じ。）は、別紙様式の人事記録ホルダー（職員別に作成した厚紙2つ折の書類ばさみをいう。以下「ホルダー」という。）に入れて保管する。
- 2 ホルダーの見出し部分には、職員の氏名を記入し、振り仮名をつける。
- 3 人事記録は、日付順に上に重ね、ホルダーの左を上辺にして入れ、クリップで留める。
- 4 人事記録ファイル（ホルダーに人事記録を綴り込んだものをいう。以下同じ。）は、人事担当課において、適当な整理保管容器に入れて保管する。
- 5 人事記録ファイルは、必要に応じ、所属部課別又は職名別若しくは職級別に分類し、アイウエオ順又はイロハ順に配列する。この場合、分類配列に応じ、適宜ガイドを使用する。
- 6 略

別紙第 3

人事記録保管要領

- 1 人事記録（勤務記録カードを除く。以下同じ。）は、別紙様式の人事記録ホルダー（職員別に作成した厚紙2つ折の書類ばさみをいう。以下「ホルダー」という。）に入れて保管する。
- 2 ホルダーの耳には、職員の氏名を記入し、ふりがなをつける。
- 3 人事記録は、日付順に上に重ね、ホルダーの左を上辺にして入れ、クリップでとめる。
- 4 人事記録ファイル（ホルダーに人事記録を綴り込んだものをいう。）は、人事担当課において、適当な整理保管容器に入れて保管する。
- 5 人事記録ファイルは、必要に応じ、所属部課別または職名別もしくは職級別に分類し、アイウエオ順またはイロハ順に配列する。この場合、分類配列に応じ、適宜ガイドを使用する。
- 6 略

別紙様式中「人事記録ホルダー」を「人事記録ホルダー」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別紙第1の改正規定（「禁こ」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警備業務の区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和7年9月4日（木）から同月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間（毎日午前9時から午後5時まで）	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（2号）及び追加取得講習（2号）合わせて30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和7年9月9日（火）から同月12日（金）までの4日間（毎日午前9時から午後5時まで）		

備考

新規取得講習（2号）の一部については、追加取得講習（2号）と合同で実施する。

2 講習の対象者の要件

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和7年7月29日（火）から同月31日（木）まで（各日とも午前10時から午後4時まで）の間に、（3）の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に、受講受付専用電話（073-423-3344）により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、持参又は郵送により、令和7年8月4日（月）から同月8日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は上記期間内に生活安全企画課に必着させること。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は（2）の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち2号警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、2号警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の（1）のア、ウ若しくはオ又は2の（2）のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を2号警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習（2号） 38,000円

(2) 追加取得講習（2号） 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第56号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	石田真敏	上泰治	伊都郡かつらぎ町東洪田375	衆議院議員	○	令和7.4.21
日本維新の会参議院和歌山県選挙区第1支部	浦平美博	浦平美博	和歌山市松江北一丁目1-34	参議院議員	○	令和7.5.7

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類(第2号)	届出年月日
和歌山一心の会	望月良男	南方清克	和歌山市太田4-3-9	参議院議員	望月良男	参議院議員	令和7.4.14

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
角まさのり後援会	角将範	角恵子	東牟婁郡串本町潮岬1708番地	令和7.4.4
藤本憲一後援会	藤本憲一	藤本佳央	伊都郡かつらぎ町妙寺913	令和7.4.10
「和歌山より日本を再起動!!」飛躍の会	望月良男	南方清克	和歌山市太田4-3-9	令和7.4.14
みやざき泉後援会	宮崎泉	栗山隆博	和歌山市福島29	令和7.4.28
元気な和歌山をつくる会	上泰治	上泰治	和歌山市広道20 第3田中ビル302	令和7.4.28
坂口とおる後援会	坂口徹	佐本友利	紀の川市桃山町調月769-43	令和7.5.9
岩永あつし後援会	岩永淳志	西山泰仙	日高郡日高町大字萩原864番地	令和7.5.7

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党海南支部	米原耕司	主たる事務所の所在地	海南市日方1271-39	海南市岡田83-1	令和7.4.15
		代表者	米原耕司	山本真二	令和7.4.15
自由民主党和歌山市支部連絡協議会	中村元彦	主たる事務所の所在地	和歌山市広道20 第3田中ビル302	和歌山市ト半町35番地	令和7.4.15
日本維新の会和歌山県総支部	東徹	代表者	東徹	井上英孝	令和7.4.19

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
新宮市医師連盟	谷地雅宏	会計責任者	小内洋二	谷田伸	令和7.4.1
かさまつみなど歩む会	笠松美奈	会計責任者	笠松誠司	笠松美奈	令和7.4.7
世耕弘成後援会有田郡連絡協議会	張道暁	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町庄307-1	有田郡有田川町金屋66-4	令和6.12.29
		代表者	張道暁	庄田拓裕	令和6.12.29
		会計責任者	張道暁	庄田拓裕	令和6.12.29
和歌山の未来をつくる会	寺口一廣	会計責任者	円谷博明	澤井知博	令和7.4.11
秋月ふみなり後援会	秋月史成	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来1338-9	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	令和7.5.1
桜友会	秋月史成	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来1338-9	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	令和7.5.1
無所属	大川博	政治団体の名称	無所属	大川ひろし後援会	令和7.5.1
みやざき泉後援会	宮崎泉	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原通一丁目1-11 大岩ビル1F	和歌山市福島29	令和7.5.7
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	武内正次	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原通三丁目20 和歌山県教育会館1階	和歌山市湊通丁南一丁目1-3 名城ビル2階	令和7.5.7

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
秋月史成	桜友会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来1338-9	西牟婁郡上富田町朝来1308の8	令和7.5.1

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党九度山町支部	奥野敏郎	令和7.3.19
自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部	谷洋一	令和7.3.30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
藤本憲一後援会	藤本憲一	令和6.4.1
世耕弘成後援会有田郡連絡協議会	張道暁	令和7.3.1
和歌山研究会	仁坂吉伸	令和7.4.1
角寛会	角純子	令和7.4.30

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
望月良夫	参議院議員	和歌山一心の会	和歌山市太田4-3-9	令和7.4.14

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌 哲也

第1項の表中

医療法人杏林会 嶋 病 院	和歌山市西仲間町一丁目30番地	を
医療法人杏林会 嶋 病 院	和歌山市中之島874-3	に、

第2項の表中

ヒューマンライフ六十谷 セラヴィ神前	和歌山市六十谷417-2 和歌山市神前182番地の1	を
ヒューマンライフ六十谷	和歌山市六十谷417-2	に、
サービス付き高齢者向け住宅 生協ありもと	和歌山市有本526-1	を
サービス付き高齢者向け住宅 生協ありもと 有料老人ホームNICO	和歌山市有本526-1 和歌山市神前182番地の1	に改める。

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和7年5月30日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川口 恭弘

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（(1)イにおいて「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和7年6月2日から令和8年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和7年5月30日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川 口 恭 弘

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 指示する期間

令和7年6月5日から令和8年6月4日まで